

広島県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|------------|---|--------------|
| 県道東広島本郷忠海線 | 三原市本郷町上北方字法花行二〇〇番一地从先から三原市本郷町上北方字栗森窪一八番一地从先まで | 平成二十四年三月二十九日 |